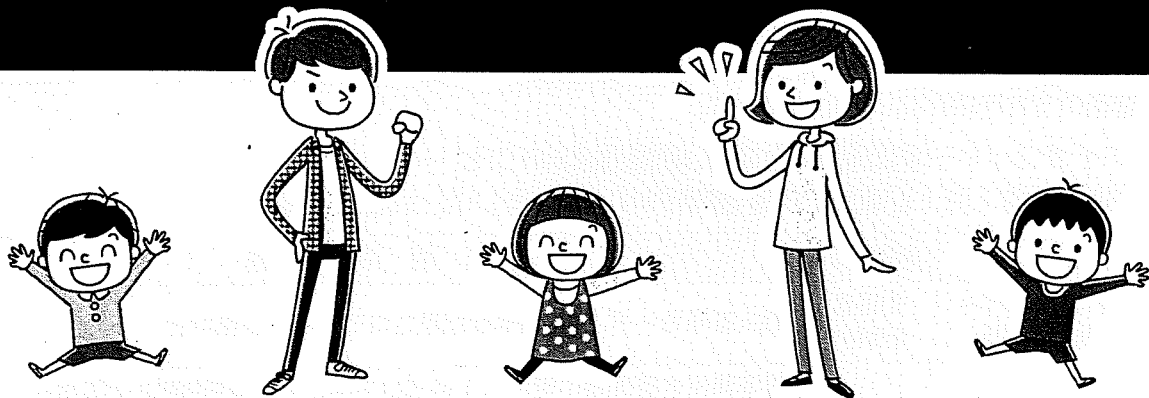


仙台市子ども医療費助成制度についてのお知らせ

仙台市では、令和5年4月から 子ども医療費助成制度の 所得制限を廃止いたします。



- 保護者の方の所得が所得制限限度額以上のため子ども医療費助成制度の対象にならなかったお子様も、令和5年4月1日から対象になります。
- 子ども医療費助成制度の利用にあたっては、資格登録のための申請手続きが必要です。
- 既に資格登録済の方・新規で申請手続き済の方につきましては、改めての申請手続きは不要です。

※平成20年(2008年)4月2日以降に生まれたお子様が対象です。

※生活保護を受けている方は、子ども医療費助成制度の対象にはなりません。

1 子ども医療費助成制度

仙台市に住んでいる15歳到達年度末までのお子様で、健康保険に加入しているお子様が対象になります。医療機関等を受診した際、健康保険適用の診療による自己負担額から、利用者一部負担金を除いた額を助成します。

対象年齢	利用者一部負担金	
	通院	入院
0歳～未就学児 (6歳到達年度末)	無料	
小学1年生～中学3年生 (7歳到達年度～15歳到達年度末)	初診時 500円 ※再診時は無料	1日 500円 ※11日目以降は無料

※その他詳細は、仙台市ホームページでご確認ください。.....▶
(<https://www.city.sendai.jp/kate/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/teate/jose.html>)



2 資格登録の手続き(現在、資格登録をしていない方のみ)

子ども医療費助成を受けるためには、資格登録の手続きが必要です。担当窓口へ、次の書類等を持参または郵送してください。郵送の場合、担当窓口での受理日(開庁日)が申請日になります。書類が揃っていない場合でも手続きは可能です。先に「子ども医療費助成資格登録申請書」を提出し、その他の書類は揃い次第提出してください。

①子ども医療費助成資格登録申請書

担当窓口で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

また、担当窓口から申請書と提出用の返信用封筒(切手不要)をお送りすることもできますので、希望される方はご連絡ください。

②対象となるお子様の健康保険証のコピー

③受給者名義の口座が分かるもののコピー(預金通帳等)

受給者は、お子様を保険扶養する保護者になります。保護者以外の方が保険扶養している場合は、保護者のうち所得が高い方になります。

④マイナンバー確認書類と本人確認書類のコピー

【令和4年1月1日時点で仙台市外にお住まいだった方のみ】

	必要な方	必要な書類
マイナンバー確認書類	受給者 配偶者	個人番号カード、個人番号が記載されている住民票など
本人確認書類	申請者	顔写真付き証明書の場合は1点(個人番号カード・運転免許証・パスポートなど) 顔写真のない証明書の場合は2点(健康保険証・年金手帳・その他官公署発行の証書など)

※お持ちでない場合は担当窓口へご相談ください。

3 子ども医療費助成受給者証の交付について

令和5年2月28日までに申請された方には、令和5年4月1日から使用できる「子ども医療費助成受給者証」を令和5年3月中に発送します。

※令和5年3月1日以降に申請された方には、受付処理が終わりましたら、随時発送します。

※保護者の所得が申請時点で所得制限限度額未満であった場合には、申請された月の1日から使用できる「子ども医療費助成受給者証」を発送します。

※申請後、受給者証の交付前に市外転出が確認できた方は、受給者証を発送しません。

4 担当窓口

窓 口	住 所	代表電話番号
青葉区役所 保育給付課 子育て給付係	〒980-8701 仙台市青葉区上杉1丁目5-1	022-225-7211
青葉区宮城総合支所 保健福祉課 保育給付係	〒989-3125 仙台市青葉区下愛子字観音堂5	022-392-2111
宮城野区役所 保育給付課 子育て給付係	〒983-8601 仙台市宮城野区五輪2丁目12-35	022-291-2111
若林区役所 保育給付課 子育て給付係	〒984-8601 仙台市若林区保春院前丁3-1	022-282-1111
太白区役所 保育給付課 子育て給付係	〒982-8601 仙台市太白区長町南3丁目1-15	022-247-1111
太白区秋保総合支所 保健福祉課 福祉係	〒982-0243 仙台市太白区秋保町長袋字大原45-1	022-399-2111
泉区役所 保育給付課 子育て給付係	〒981-3189 仙台市泉区泉中央2丁目1-1	022-372-3111